

ダッソー・システムズ商品およびサービスの
標準購買約款

1. **合意**
 - (a) この約款は、添付の発注書（「発注書」）に記載されたダッソー・システムズ・グループの法人（「3DS」）による、発注書に記載されたベンダー（「ベンダー」）からの商品（「商品」）およびサービス（「サービス」）の購入に適用される唯一の条項である。発注書は、サービス、サービスを実施するベンダーの従業員および承認された下請業者（以下に定義する。）ならびに本契約に基づくベンダーの義務をより詳細に記載した明細書（「明細書」）を含むことがある。
 - (b) 発注書（適用がある場合、明細書を含む。）およびこの約款（「本契約」と総称する。）は、本契約の主題事項に関する当事者間の完全な合意を記載しており、かかる主題事項に関する当事者間の従前の口頭または書面の通信に優先する。本契約は、ベンダーがあらゆる販売または販売の条件に関する販売の確認書を提出したかどうか、またはいつ提出したかにかかわらず、ベンダーが提出するあらゆる書面に記載された条項に優先する。
 - (c) 本契約は、本契約の条項に対するベンダーの受諾について明示的に定めている。ベンダーによる発注書の履行は、本契約の承諾を構成する。
 - (d) この約款の条項と発注書（適用がある場合、明細書を含む。）の条項の間に相違、不一致または矛盾がある場合、かかる発注書または明細書が、この約款を特定した上でこの約款に言及し、明示的にこの約款を修正する場合におけるその限度での修正を除き、この約款の条項が優先する。
 - (e) この約款中の他の規定にかかわらず、両当事者が署名した書面による契約（ダッソー・システムズベンダー基本購入契約など）が存在する場合、かかる契約の条項が適用される。
2. **3DSの義務**
 - (a) ベンダーが商品を提供し、サービスを提供することを支援するために、3DSはベンダーに対して合理的な協力（必要な情報を含む。）を行う。
 - (b) サービスの購入に関連して、3DSは、それぞれの明細書についてのあらゆる事項に関し、その授權された代表者となる1名以上のプロジェクト・コーディネータを指名する。当初のプロジェクト・コーディネータは明細書に記載される。プロジェクト・コーディネータに変更があった場合、3DSはベンダーに対し、速やかに通知する。3DSは、そのプロジェクト・コーディネータに、サービスの提供に関連するベンダーのプロジェクト・コーディネータの指示、情報または承認の合理的な要請に速やかに対応させる。
3. **ベンダーの義務**
 - (a) ベンダーは、本契約に定められた方法および時期を遵守して商品を引き渡し、サービスを提供する。ベンダーは、以下の条件を遵守して商品を提供し、サービスを提供する。(i)本契約に記載された条項に従う。(ii)ダッソー・システムズのグループ会社（3DSを含む。）の拠点における引渡しおよび提供に関する3DSの指示を含むが、それらに限られない、3DSが合理的に定めた基準、実務および手続を遵守する。(iii)必要かつ合理的な技術、経験および資格を有する人員を使用する。(iv)タイムリーな、職人としての、かつ専門家としての方法により、かつベンダーの事業の分野において一般的に認められた基準に従って、本契約の義務を履行するために適切なリソースを用いる。
 - (b) ベンダーは、本契約の期間中常に、すべての必要なライセンスおよび同意を維持し、かつ商品の供給およびサービスの提供に適用されるすべての法令・規則に従う。
 - (c) サービスの提供に関連して、ベンダーは、(i)自己の人員、機器、工具およびその他の資材を提供し、かつ(ii)いずれの場合も自ら費用を負担して、ベンダーの従業員および承認された下請業者に、サービスの提供に際して必要となる作業場所その他のサポートを提供する。
 - (d) サービスの提供に関連して、ベンダーは、発注書（明細書を含む。）についてのあらゆる事項に関するその授權された代表者として、十分な経験および技術を有する1名以上のプロジェクト・コーディネータを指名する。当初のプロジェクト・コーディネータは明細書に定められる。ベンダーは、(i)3DSの事前の同意を得るか（かかる同意は不合理に留保されてはならない）、または(ii)3DSの要請がある場合（この場合、ベンダーは、速やかに後任者を選任するよう、取引通念上合理的な努力を尽くす。）を除き、プロジェクト・コーディネータを変更しない。ベンダーは、そのプロジェクト・コーディネータに、サービスの提供に関連する3DSのプロジェクト・コーディネータの合理的な要請に速やかに対応させる。
 - (e) ベンダーは、ベンダーの従業員以外の者またはベンダーの下請業者および関連会社を含む法人に、3DSに対するサービスの全部または一部を履行させる場合、この者との契約の締結またはその者の起用に先立って、3DSの事前の書面による同意を取得する（この同意を取得した下請業者その他の第三者を「承認された下請業者」という。）。3DSの承認は本契約に基づく義務からベンダーを免除するものではなく、ベンダーは、承認された下請業者およびその従業員があたかもベンダーであるかのように、本契約の条項に従うことを含め、承認された下請業者およびその従業員それぞれのすべての行為および不作為についてあらゆる責任を負う。本契約中のいかなる規定も、3DSとベンダーの下請業者または供給業者との間の契約関係を創設しない。本第3項以下において、「関連会社」とは、直接又は間接的に、他の会社・法人を支配する、その支配下にある、あるいは共通の支配下にある会社・法人を意味し、「支配」とは、(a)会社形態の法人の場合、取締役の選任につき議決権を行使することができる、50%超の株式を直接若しくは間接に保有していること、又は (b)会社以外の法人の場合、かかる会社以外の法人の経営及び方針を決定する権限を有する持分の50%超を直接又は間接に保有していることを意味する。かかる法人は、所有又は支配が存在する限りにおいてのみ関連会社とみなされる。上記において、Dassault Systèmes SEは、いかなる法人にも支配されているとはみなされないものとする。
 - (f) ベンダーは、ベンダーの従業員または承認された下請業者が本契約に基づくベンダーの義務を履行することができるよう、組織犯罪、労働、雇用、公正雇用慣行、出入国管理およびビザに関する法令を含むがこれらに限らない、適用のある法令および業界標準に従うことにつき、単独で責任を負う。
4. **商品およびサービスの受け入れ**
 - (a) 3DSは、いつでも、取引が進行中のすべての商品およびサービスの結果を含む、すべての商品およびサービスの結果を検査し、評価する権利を有する。発注書（明細書を含む。）に記載されるか、または当事者が書面で合意した場合を除き、商品またはサービスが本契約（発注書または明細書に記載された条件を含む。）に従わず、または瑕疵があると3DSが判断した場合、3DSはその判断で、当該商品またはサービスの全体または一部を拒絶することができる。商品またはサービスの一部が拒絶された場合、3DSはその判断で、ベンダーに対する書面による通知により直ちに、以下のいずれかの権利を行使することができる。(i)発注書全体を取り消す。(ii)合理的に減額された価格で商品またはサービスを受け入れる。(iii)商品またはサービスを拒絶し、拒絶された商品またはサービスの交換または修理を要求する。
 - (b) 3DSがベンダーに対し、拒絶された商品またはサービスの交換または修理を要求した場合、ベンダーは、3DSによる通知後15日以内に、3DSによる検討および本第4項の規定に従った受け入れのために、拒絶された問題点を解消した商品またはサービスを3DSに引き渡す。第4項に基づく3DSによる検査その他の行為は、本契約に基づくベンダーの義務を縮減させず、またその他の形態で影響を及ぼすことなく、またベンダーが該当する商品またはサービスの修理を行った後、3DSはさらに検査を行う権利を有する。
 - (c) 拒絶された商品もしくはサービスまたは本第4項に従って取り消された発注書について、またはそれらに関連して、ベンダーはいかなる補償も請求できない。適用のある発注書に異なる記載があるか、または当事者が書面により異なる内容の合意を行った場合を除き、上記の規定の制限の下で、商品およびサービスは、引渡しの1ヵ月後に受け入れられたものと見なされる。
5. **出荷の条件およびインコタームズ** 出荷の条件およびインコタームズ発注書に記載された送付先またはその他の引渡場所（「引渡場所」）において、すべての商品は引き渡され、サービスは履行される。発注書に異なる記載がある場合を除き、引渡しは引渡場所において、インコタームズ2010のDDP（関税込持込渡し）の条件により行われる。
6. **権原と危険負担** 権原は、3DSが商品を受け入れた時点で3DSに移転する。ベンダーは、引渡地における引渡しの際の損失または損害の危険を負担する。
7. **知的財産権** 発注書に別段の定めがない限り、商品及びサービスの価格の対価として、ベンダーは、商品の出荷又はサービスがなされた時に、当該商品及びサービスの結果に付随するすべての知的財産権（著作権の場合は、日本の著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む）を、当該知的財産権の法定存続期間中（法定延長期間を含む）、全世界において、独占的に3DSに譲渡するものとする。譲渡されたかかる権利には、複製権、翻訳権、翻案権、商業化権、及び表示権、並びに、既にまたは将来の磁気、機械式、デジタル式、光学式、電子式、またはアナログ式を含むあらゆるメディアで、本来の目的と派生または別の目的で使用できる権利を含む（が、これに限られない）ものとする。例外として、発注書に含まれる、3DSの固有のソフトウェアではない標準的なソフトウェアについては、ベンダーは、著作権の法定存続期間中、商業活動の要件に応じて、本契約および当該文書に従って、必要な数のコピー（バックアップ目的を含む）を作成、アクセス、インストールし、ソフトウェアおよびその技術的および

び機能的文書を翻訳して使用することができる全世界を対象とした非独占的ライセンスを3DSに付与する。

8. **保証**
- (a) ベンダーは3DSに対し、すべての商品およびサービスが(i)発注書(明細書を含む。)に記載された適用のある仕様に従っていること、また(ii)ベンダーまたは承認された下請業者の従業員により、その雇用の範囲内で、場合によりベンダーまたは当該承認された下請業者に対して発明を譲渡する義務の下で、過去または将来に創作されたことを表明し、保証する。
- (b) ベンダーは3DSに対し、3DSが商品を受領した後12か月間、かかる商品につき以下の事項を表明し、保証する。(i)できれば、素材および設計について瑕疵がない。(ii)意図された目的に適しており、意図されたとおりに動作する。(iii)販売可能である。(iv)あらゆる種類の先取特権、請求、担保権および他の負担ならびに第三者の請求がない。(v)あらゆる第三者の知的財産権に反しておらず、侵害しておらず、また誤用していない。これらの保証は、商品の引渡し、検査、受け入れ、買主による商品のもしくは支払いまたは本契約の解除または満了後も存続する。
- (c) 本第8項に定められる保証は累積的であり、本契約または適用のある法令に基づいて3DSが利用できるその他の救済に加えて行われる。あらゆる適用のある積効は、上記の保証に商品またはサービスが従っていないことを3DSが発見した日から進行する。第8項記載の保証の違反が生じた場合、3DSはその判断により、ベンダーに書面で通知することにより、以下のいずれかの権利を行使できる。(x)ベンダーに対し、3DSと協議の上で、ベンダーのみの費用と経費で、違反を解消するよう最善の努力を尽くすことを要求すること。(y)発注書全体を取り消して、ベンダーに対し、すべての前払料金または費用を返還することを要求すること。この保証期間は、該当の商品またはサービスの修正に必要な期間分延長されるものとする。
9. **価格および支払手続**
- (a) 商品とサービスの額は、発注書に記載される。発注書に別途記載がある場合を除き、発注書に記載された額は税金を含まない。明示的に発注書に記載された場合を除き、商品またはサービスに関する3DSのベンダーへの支払義務は、(i)発注書に記載された適用のあるサービスの完了および適用のある商品の提供ならびに(ii)適用のある商品およびサービスの受け入れを条件とする。
- (b) 適用のある法令により商品およびサービスに関連してベンダーに対して課せられ、賦課され、請求され、源泉徴収され、または徴収される手数料、関税、物品税、輸入付加価値税またはその他の類似の税金を含むが、これに限られない、あらゆる税金は、現行のものであるか、将来定められるものであるかを問わず、もっぱらベンダーが負担する。日本または外国の政府によって、本契約に基づいてベンダーに支払われる手数料またはその他の額に対する税金を源泉徴収するか、または控除する必要のある場合、3DSは、かかる税金の額をベンダーに対して支払うべき額から源泉徴収するか、または控除することができ、かかる額を直接、適切な機関に支払うことができる。いずれの当事者も相手方当事者に対し、本契約に関連していずれかの当事者が支払義務を負う税金の額を減少させようとする場合、合理的な範囲で、適用のある税金の減免のための書類を含む文書を提出し、支援を行う。
- (c) 発注書で特定されるか、または書面により3DSが同意した場合を除き、価格にはあらゆる包装費用、引渡地への送料、ベンダーの従業員または承認された下請業者の交通費および宿泊費用、保険料、関税および通関手数料、ならびに販売税、使用税または物品税を含むがこれらに限られない、適用のある税金、また、商品および/または提供されたサービスの結果に対する権利の譲渡および/または付与に対する対価が含まれる。原料費、労務費または輸送費の増額によるものか否かを問わず、3DSが事前に書面で同意した場合を除き、価格の変更は効力を生じない。
- (d) ベンダーは、3DSが商品およびサービスを受け入れた後速やかに、かついかなる場合でも30日以内に、請求書を発行する。請求書は、発行日から72時間以内に請求書宛先アドレスJP.Finance.Suppliers@3ds.comに、3DSが付与したPO番号を含む補足書類とともに送付されるものとする。
- (e) 3DSは、ベンダーに支払うべき、適切に請求された額のうち争いのない部分を、すべての変更を証する、3DSが合理的に要求した文書とともに、3DSがベンダーより請求書を受領した月の翌月の末日までに支払う。3DSが有する他の権利または救済を制限することなく、3DSはいつでも、ベンダーが3DSに対して負っている債務を、3DSがベンダーに対して負っている債務と相殺することができる権利を留保する。
10. **賠償**
- (a) ベンダーは、3DSおよび3DSの親会社、これらの子会社および関連会社(あらゆるダッソーシステムのグループ会社を含む。)ならびに3DSおよびこれらの会社のそれぞれの包括承継人、個別承継人、取締役、役員、株主および従業員(「DS側被補償者」と総称する。)を、以下の事項から生じ、または以下の事項に関連して発生する、あらゆる損失、傷害、死亡、損害、債務、請求、欠陥、訴訟、判決、利益、仲裁判断、違約金、罰金、費用または経費(訴え、訴訟もしくは法的な手続またはそれらの執行に関連して生じるロイヤリティおよび実施料、合理的な弁護士費用およびその他の費用を含むが、これらに限定されない。)から防御し、これらにつき補償し、迷惑をかけない。(i)商品もしくはサービス、またはそのDS側被賠償者による商品もしくはサービスの使用もしくは利用が第三者の知的財産権を侵害しているか、または冒認しているとの主張。(ii)ベンダーの過失、故意行為、法律上の義務もしくは適用のある法令の違反または本契約の規定の違反。
- (b) いずれかの当事者が、場合によりDS側被補償者が本契約に基づく補償を要求することができる、または求めようとする請求または訴訟に気が付いた場合、かかる当事者は他方当事者に対して速やかに、本契約に関連する法的な手続、訴訟または請求の開始、またはそのおそれもしくはいずれかの者による開始の意思の通知を含む、かかる請求または訴訟について通知する。ただし、3DSがかかる通知を行わなかったとしても、本契約に基づいてベンダーが3DSに対して補償を行う義務は制限されない。3DSが要請した場合、ベンダーは3DSに対し、当該手続、訴訟または請求を進める権利を与えるものとし、防御、和解および解決にあたり、かかる請求について3DSが合意に達した合理的な和解を承認することを含め、合理的な範囲で3DSに協力し、3DSを支援する。ベンダーは、3DSの事前の書面による同意を得ることなく、かかる手続、訴訟または請求において責任を認めず、また和解してはならない。
- (c) 商品もしくはサービスまたはその一部が、第三者の知的財産権を侵害し、もしくは冒認していることが判明し、または3DSの合理的な判断により判明する可能性が高い場合、ベンダーは直ちに3DSに通知し、またベンダーの費用で、(i)本契約に基づいて許諾されているか、かかる商品もしくはサービスまたはそれらの一部の使用を継続するライセンスを3DSのために取得するか、(ii)かかる商品もしくはサービスまたはそれらの一部が第三者の知的財産権を侵害しないように、それらを修正するか、(iii)かかる商品もしくはサービスまたはそれらの一部を、3DSが合理的に満足する、第三者の知的財産権を侵害しない同等の商品またはサービスと交換する。ベンダーがこの第10項(c)に定められた行為を実施することができる場合、第10項に基づく義務に加えて、ベンダーは、本契約に基づいて3DSがベンダーに支払った総額を3DSに返金するものとする。
11. **秘密保持** 秘密情報とは、発効日以前又は発効日以降に、3DS及び/又はその関係会社、又はその代理人により、口頭又は書面により、直接又は間接に、ベンダー及び/又はその関係会社に対して開示された、開示中の、又は開示される予定の、秘密情報としての性質を有する(形式は問わない)、又は合理的な人物が秘密情報であることを知っている、又は合理的に秘密であることを理解すべき、非公開の情報を用いる。そして、秘密情報には本契約の存在及び/又は内容、そして、発見・アイデア・発明・コンセプト・ソフトウェア・コンピュータプログラム・設計・図面・仕様書・技術・プロセス・モデル・データ・ソースコード・オブジェクトコード・文書図・フローチャート・研究・開発に関連するあらゆる情報、技術的、産業的、財務的及び商業的データ(3DSデータを含む)、企業秘密又はノウハウ、並びに財務データ、戦略、販売方法、事業計画、現在及び将来のプロジェクト、さらに一般的な3DS又はその関連会社に関連する財務、コスト、価格に関する情報を含むが、これらに限定されるものではない。ベンダーは、3DSによる秘密情報の送信のために、特定のツールを利用できることを知らされており、3DSの秘密情報の送信のためにこのツールを使用することを了承するものとする。ベンダーは、(i)秘密情報を保護するために必要な措置を講じること、(ii)3DSの事前の書面による同意がない限り、いかなる形式であれ、秘密情報を第三者(許可受領者を除く)に対して直接又は間接に開示、公表又は譲渡しないこと、(iii)本契約に基づく義務を遂行するために必要な範囲でのみ秘密情報を使用すること。秘密情報は、ベンダーの許可受領者が本契約に基づく業務を遂行するために、当該許可受領者が当該秘密情報を「知る」必要があることを証明できる範囲において、ベンダーにより許可受領者に開示されるものとする。ここで、「許可受領者」とは、販売者の従業員、請負業者、顧問、コンサルタントおよび/または関連会社を意味し、ベンダーは、許可受領者に秘密情報を開示する前に、当該許可受領者が本契約と一致する条件で秘密情報を保護する必要があることを確認しなければならない。ベンダーは、各許可受領者による秘密情報の使用について責任を負うものとする。ベンダーは、当該秘密情報を誰に開示したか、および当該秘密情報がいつ利用可能になったかについて、記録を保持するものとする。ベンダーは、法律により要求された場合、および/または裁判所命令もしくは法的効力を有するその他の政府要求に従う場合、秘密情報を開示するものとする。この場合、可能な限り、ベンダーは、3DSに保護命令を求め、合理的な機会を提供するため、3DSに速やかに事前通知を行うものとする。いずれの場合においても、ベンダーは、あらゆる状況に照らして法的に必要または適切な秘密情報の部分のみを開示するものとし、開示が要求される情報については機密扱いを求めものとする。ベンダーは、(i)秘密情報が開示された目的が達成され次第、(ii)3DSからの書面による要請があれば、いつでも秘密情報を3DSに返却するか、または秘密情報を破棄するものとする。また、(i)または(ii)が発生しなかった場合、ベンダーは、本契約の満了

日または終了日の翌日から30日以内に、残りのすべての秘密情報を破棄するものとする。要請があった場合、ベンダーは、正当な権限を有する代表者が署名した、すべての秘密情報が正当に破棄されたことを証明する宣誓書を3DSに提出するものとする。

ベンダーは、第三者による秘密情報へのアクセスを防止し、秘密情報の紛失を防止するためのあらゆる措置を講じるものとする。これらの措置は、少なくとも、ベンダーが自らの秘密情報を保護するために取る措置と同程度のものでなければならぬが、いかなる場合においても、合理的な注意を下回るものであってはならない。ベンダーは、秘密情報の不正使用、開示及び／又は紛失を発生した場合、直ちに3DSに通知し、秘密情報の管理を回復し、それ以上の不正使用又は開示を防止するために3DSに協力することに同意する。

12. **サイバーセキュリティ** 3DSデータとは、本契約の履行過程において、3DS、アフィリエート、ユーザーおよび/またはそれらの代理人により、直接的または間接的な手段を問わず（本製品または本サービスを通じたものを含む）、ベンダーに伝達、提供、および/またはアクセス可能にされたデータおよび/またはデータベース（3DSの個人情報および秘密情報を含む）をいう。本契約の履行中、及びベンダーが3DSデータを処理する限り、ベンダーは、ISO/IEC 27001、NIST SP800-53またはSOC 2タイプ2などの業界のベストプラクティスに従い、適切な物理的、技術的、組織的な保護措置を実施し、本製品または本サービス及び3DSデータのすべての構成要素のセキュリティ（可用性、完全性、機密性）を確保することを約束する。かかる保護措置には、以下のものが含まれるが、これらに限定されるものではないものとする：

- セキュリティ・インシデント（実際に起きたもの、または合理的に疑われるもの：(i)ベンダーが管理または管理する、またはベンダーが保有する3DSデータの不正使用、改ざん、開示または盗難、(ii)ベンダーが管理または管理する3DSデータの偶発的または違法な破壊、(iii)ベンダーが管理または管理する3DSデータの紛失；(iv)本サービスまたは本製品の可用性に影響を及ぼすデジタルまたは物理的なセキュリティ違反(v)該当する場合、ベンダーのセキュリティ対策の不備、欠如または不十分さによって引き起こされる、またはその結果として生じる(i)から(v)に記載された上記のいずれかを含むがこれらに限定されない、3DSシステムへの不正アクセス）が起きた場合、ベンダーは、セキュリティ・インシデントを発生または通知されてから、不当な遅延なく、いかなる場合も48時間以内に、3DS.CSIRT@3ds.com宛に電子メールを送信することにより、3DSに通知するものとする。さらに、ベンダーは、当該セキュリティ・インシデントの理由及びその周辺の状況について合理的な調査を速やかに行うものとする。3DSの要請に応じて、ベンダーは、当該セキュリティ・インシデントに関するフォレンジック報告書を含む調査結果を3DSに提供するものとする。

- ベンダーは、本サービスまたは本製品に影響を及ぼすすべての重大な脆弱性（CVSS≥9）について、判明次第、電子メール（3DS.CSIRT@3ds.com）を送信することにより、3DSに通知するものとする。

- ベンダーは、契約期間中、サイバーセキュリティに関する一般的な電子メールアドレスを3DSに連絡し、運用を維持するものとする。

- ベンダーは、本サービスの実施に先立ち、そのスタッフが、現在の脅威、コンピュータ・セキュリティの慣行、ソーシャル・エンジニアリングなどを含む（ただし、これらに限定されない）サイバーセキュリティに関する最新技術に準拠した研修を受講していることを保証するものとする。

- ベンダーは、本契約の期間中、自社の従業員に対し、このトピックについて十分な訓練を行い、また、潜在的な下請業者に対しても、このトピックについて同レベルの訓練を受けさせるものとする。本契約の終了または失効後、ベンダーは、自己の所有または管理下にあるすべての3DSデータを読み取り可能な形式で速やかに3DSに返却するものとし、バックアップを含む既存のすべてのコピーを不当に遅延することなく削除するものとする。

- ベンダーは、スタッフの雇用前に身元調査を行うものとする。

13. **監査** ベンダーは、(a)適用のある法令および業界標準で定められた期間および(b)3DSが合理的に指定した期間のうち長い方の期間、本契約に基づく義務の履行によって作成された、またはかかる履行に際して使用した完全かつ正確な記録を維持する。本契約期間中およびその後3年間、ベンダーは、3DSまたは3DSの代理人に、ベンダーが維持するかかる記録を検査し、その複製を作成し、また本契約に基づくベンダーの義務に関し、または関連して、ベンダーの従業員または承認された下請業者と面談させることを要する。

14. **データ保護**

本項で使用される全ての用語は、欧州一般データ保護規則2016/679（「GDPR」）に定められた意味を有する。本契約を遂行する範囲内において、「処理者」に任命されているベンダーは、3DSが提供する全ての個人データ（「3DSの個人データ」）を本契約中に記述されている目的にのみ、かつGDPRに基づく全ての要求および適用されるデータ保護法に従って処理する。より詳細に言うと（ただし、以下に限られるものではない）、処理者は、(i) 3DSがGDPRに基づく義務を確実に遵守するために3DSを積極的に支援し、

(ii) 3DSの指示に従って3DSの個人データを処理し、(iii) 3DSの個人データの開示を、これらを処理する必要がある、本契約以上に厳格で適切な守秘義務に拘束されたベンダーの従業員に制限し、(iv) 本契約に基づいて処理される3DSの個人データに関連して受けたデータ主体の要請に関して3DSに速やかに協力する。本契約の存続期間を通じて、技術の到達水準、実施の費用ならびに処理の性質、範囲、状況および目的、ならびに自然人の権利および自由に関する様々なリスクの可能性およびその重大性を考慮して、処理者は、技術的および組織的な対策を実施して、とりわけ処理にネットワークを介したデータ伝送が関与している場合に、3DSの個人データを偶発的もしくは違法な破壊または偶発的な紛失、改変、不正な使用、開示、もしくはアクセスから保護し、その他違法な形態の処理から保護するために適切な水準のセキュリティを確保する。個人データ侵害が実際に発生したまたはその疑いがある場合、処理者は、当該個人データ侵害の事実または疑いに気付いた後、遅滞なく、かつ、いかなる場合であっても48時間以内に、3DSに通知する義務を負う。当該通知には、3DSが通知義務を遵守することのできる、GDPRに規定されている通りの全ての必要情報を含んでいなければならない。処理者は、3DSに代わって実施する処理活動のために3DSの個人データの処理に関与する再処理者のリストを維持し、再処理者のいずれかを追加または交代させるような変更を行う場合には、当該変更に関する異議を唱える機会を3DSに与えるべく、その旨を3DSに通知する。当該変更により3DSが異議を唱えた場合、両当事者は協議を行うものとし、代替案が見いだせない場合は、3DSは本契約を終了することができる。3DSは、3DSの個人データを処理する新たな再処理者を承認する前に少なくとも30日の事前通知を受け取らなければならない。処理者は、3DSの書面による事前の承認なく、日本、欧州連合の国または日本および欧州委員会が適切な水準の保護を保証していると認識している国のいずれか以外の国からの3DSの個人データの移転を一切行わないことを保証する。適切なレベルの保護を確実に実施するために、処理者が、日本、欧州連合の一部ではない国または日本および欧州委員会が適切な水準の保護を保証していると認識している国のいずれか以外の国に所在する再処理者に対して3DSの個人データを利用可能にする、またはこれを転送する必要がある場合、処理者は以下を行うものとする。(i) 3DSの事前の書面による承認を要求する（ただし、不合理に留保されてはならないものとする）。(ii) GDPRおよび本項に定められている基準を下回らない、再処理者との書面による合意を締結する。(iii) 3DSの要請に応じて、再処理者および再々処理者との契約書の写し（契約の要件に関連しない機密の商業情報を削除するため黒塗り編集がなされる）を3DSに提供する。(iv) 再処理者または再々処理者が最初に3DSの個人データを処理する前に、再処理者および/または再々処理者は、本契約書により定められているレベルの保護を、3DSの個人データに対して提供できる能力があることを保証するために十分な適正評価を行う。処理者は、3DSの個人データを処理するために任命した全ての再処理者（および再々処理者）の作為、過失および不作為について、3DSに対して全ての責任を負い続ける。また、処理者は常に全面的に協力し、特に、必要な技術文書、作成されたリスク分析、および実施されたセキュリティ対策の詳細なリストを含む、処理が行われた3DSの個人データのセキュリティに関連する全ての文書を、3DSまたはその代理人に提供するものとする。本契約の終了または期間満了時に、ベンダーは（3DSの選択により）所有または管理する全ての3DSの個人データを速やかに破棄または3DSに返却し、既存の全てのコピーを削除するものとする。日本の個人情報の保護に関する法律も適用される。

15. **輸出規制** 両当事者は、本契約に規定される両当事者間の全ての協力および付随する権利および義務は、常に、各当事者、および/またはそれぞれの製品およびサービスに適用される輸出規制に関する法令・規則および制裁プログラムを含む、適用のある法令、

規則および行政からの要求の遵守を条件としていることを確認し、同意する。とりわけ、いずれかの当事者が輸出規制に関する法令・規則を遵守するためにいかなる種類の製品および/またはサービスを提供または供給することを禁止および/または制限された場合であっても、いずれの当事者も本契約上責任を負わないものとする。各当事者は、本契約の履行が当該当事者に輸出規制に関する法令・規則に違反させられるものである場合または履行を継続することにより政府当局による制裁または罰則を科せられるおそれがある場合、本契約または本契約上の自らの義務の履行を終了または停止することができる。

16. **保険** ベンダーは、労働者補償、一般賠償責任（自動車の使用がサービスの一部として必要であるか適切である場合には自動車賠償責任保険を含む）、過失および懈怠、専門家責任ならびに、いずれの場合においても、ベンダーの従業員およびサービスを対象とする、同一または類似の事業を行っているが、同一または類似の産業に属し、かつ同一または類似の場所に所在する3DSにとって合理的、かつ一般的な危険を対象とするその他の保険に加入し、常に維持する。すべての保険は、3DSにとり合理的に受け入れることが可能な額および保険会社のものであることを要する。3DSは、かかる保険において、追加的に名称を記載された被保険者および/または保険金の受取人として記載されることを要する。ベンダーが加入した保険の総額は、ベンダーの3DSに対する責任を制限しない。3DSの要請がある場合、ベンダーは、本契約に基づいて必要な保険の保障の範囲を証明する保険証券ならびにその修正証書および変更証書を3DSに提出する。ベンダーの保険が解除され、更新されず、または補償の範囲が変更される場合、ベンダーは、3DSが30日前に書面で通知を受領するようにしなければならない。

17. 当事者の関係

(a) 3DSとベンダーとの関係は、独立した契約当事者間の関係である。本契約に含まれるいずれの規定も、3DSとベンダーとの間にパートナーシップ、法人、合併事業または代理関係を創設すると解釈されない。いずれの当事者も、他方当事者のために、または他方当事者の名称で、明示的にかつ黙示的であるかを問わず、義務または責任を引受け、または創設する、またその他のいかなる方法によっても、またいかなる目的のためにも、他方当事者を拘束する権利または権限を有しない。本契約の締結は、もとよりいずれかの当事者による他方当事者の製品またはサービスの保証ではなく、また保証であると解釈されてはならない。

(b) ベンダーは3DSに対し、本契約に基づくサービスの提供およびその他の取引のために選任されたベンダーの従業員および承認された下請業者との間で雇用主と従業員の関係について責任を負うのはベンダーであって3DSではないこと、またベンダーが関連する雇用関係の税金を支払い、法律上必要とされる雇用関係の保険に加入し、雇用主または発注者として法律上必要なその他の手段をとることについて表明し、保証し、かつ誓約する。

18. **ベンダーの職員** ベンダーは、サービスを提供するために選任されるベンダーの従業員および承認された下請業者による、かかるサービスの提供およびこれらの者の選任が、その完了まで継続するようにする。ベンダーの従業員または承認された下請業者がサービスを提供できなくなる場合、ベンダーは3DSに対し、可能な限り早く事前の通知を行い、同等以上の能力、資質および技術を有する代替のベンダーの従業員および承認された下請業者を提供する。ベンダーは、商品を提供し、またはサービスを提供するベンダーの従業員および承認された下請業者が、(a)十分な能力を有し、必要な技術を有し、その提供のために選任されるサービスを提供する専門家として必要な資質を有し、(b)3DSがこれらの者に対して開示した、3DSの施設であるか、その顧客の施設であるかを問わず、3DSの安全、健康、秘密保持および保安に関する規則に従い、かつ(c)3DSまたはその顧客が要請する適用のある法令に従った身元調査または薬物検査に合格するよう、取引通念上合理的な努力を尽くす。ベンダーが、その従業員および承認された下請業者がこの第18項に基づく要請に違反したことに気がついた場合、速やかに3DSに通知する。

19. **社会的責任と贈収賄の防止** ベンダーは、3DSのウェブサイト (<http://www.3ds.com>) で入手可能である、「Sustainable Charter with Vendors」について通知されたことを表明保証し、本契約に拘束されることについて同意する。上記の一般性を制限することなく、3DSはその事業の遂行に関し、いかなる形での贈収賄も容認しないことをベンダーは確認し、同意する。特に、ベンダーは以下のことを実施しなければならない。(i) 贈収賄防止および汚職防止に関連する全ての適用法、法令、規制、規定および指針の遵守。(ii) 本契約の準拠法の贈収賄防止法および日本、フランス、イギリス、2010年賄賂防止法、米国のFCPA（FCPA）の贈収賄防止法に類似する全ての適用法を含む、贈収賄防止および汚職防止に関連する全ての適用法、法律、規制、規定、および指針の遵守。(iii) 贈収賄防止法に対する違法行為となるような行為、慣習、行動を行わないこと。(iv) 3DSが贈収賄防止法に違反する原因となるような作為・不作為をしないこと。さらに、本契約の履行に関連してベンダーが受け取ったいかなる種類の不適切な金銭的またはその他の利得に対する要請または要求については速やかに3DSに報告しなければならない。本項に記載されている保証のいずれかを無効にする事実または状況については、ベンダーは本契約の有効期間中に速やかに3DSに通知しなければならない。ベンダーは、（本契約で許可されている範囲内で）自社のサプライヤーおよび下請業者にこれらの誓約を遵守するよう奨励することに同意するものとする。ベンダーがこれらの原則のいずれかを遵守しなかった場合、そのような非遵守は重大な契約違反とみなされ、3DSは本契約を直ちに終了する権利を留保し、ベンダーは3DSに当該違反の結果3DSが被った、あらゆる損失（結果的損失または損害を含む）、責任、手数料、損害、費用および経費を補償するものとする。ベンダーは、本契約の履行前および本契約の履行中に利益相反のリスクが認識され次第、直ちに次のメールアドレス宛にそのリスクを3DSに通知するものとする：
3DS.Suppliers-Mediator@3ds.com。

20. 期間および解除

(a) 本契約は発注書中の購入注文日に開始し、(i)当事者がそれらの義務をすべて履行したか、または(ii)本契約がその条件に従って解除されるまで効力を有する。

(b) 3DSがこの条項に基づいて有する救済に加え、以下の場合には、3DSは本契約を解除することができる。(i)ベンダーが本契約に違反し、かかる違反が解消不能であるか、またはベンダーが3DSの通知を受領した後15日以内に違反を解消できなかった場合。(ii)ベンダーが支払不能になり、破産申立てを行い、破産、管財人の選任、企業再生または債権者のための譲渡の手続を開始し、もしくはベンダーに対して開始された場合。(iii)いつでも理由なく、ベンダーに対して15日間の事前の書面による通知を行った場合。

(c) 以下の規定を含むがこれらに限られない、明示的に、またはその性質上、その期間を超えて適用されるべきこの条項の規定は、本契約の解除または満了に拘わらず、その後も存続し、効力を有する。知的財産権、保証、賠償、秘密保持、準拠法および管轄並び期間および解除。

(d) 理由を問わず、本契約の満了または解除により、ベンダーは以下の措置をとる。(i)完了しているかどうかを問わず、3DSに対して速やかに商品またはサービス提供品を引き渡す。(ii)3DSの要請があった場合、サービスを後任のサービス・プロバイダまたはその他の3DSが指名した者へ円滑かつ秩序が維持された形態で移行できるよう、ベンダーは合理的な協力および支援を行う。

(e) ベンダーがこの第20項を遵守することを条件として、3DSは、本契約の満了または解除の前に自ら受領し、受け入れたすべての商品および受け入れたサービスの代金を払う。ベンダーは、上記の文を例外として、本契約の満了または解除の後には、3DSは責任または義務を負わないことに同意する。

21. **譲渡および下請け** 自発的にであるか、またはその意に反してであるかを問わず、ベンダーは、3DSの事前の書面による同意を得ることなく、吸収合併、買収、会社分割、支配権の移動または現物出資またはその他の方法により、本契約または本契約に基づくベンダーの権利もしくは義務を下請けさせ、譲渡し、委任し、またはその他の方法で移転させることはできない。かかる同意を得ることなくこれらの措置をとろうとする場合、かかる試みは効力を有しない。3DSは、ベンダーの同意を得ることなく、本契約に基づくその権利または義務の全部または一部を譲渡し、委任し、またはその他の方法で移転させることができる。本契約は、両当事者ならびにそのそれぞれの承認された包括承継人および特定承継人を拘束し、その利益のために効力を有する。

22. **分離可能性** 管轄権を有する裁判所または仲裁人により、本契約のいずれかの規定が違法、無効または執行不能であると判断された場合でも、他の規定は完全な効力を有し続け、影響を受けた規定は、当事者の当初の意図を実現するために、可能な限り執行可能かつ有効なものとするよう修正される。

23. **準拠法および管轄** 抵触法の原則を適用することなく、また国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用を除外して、本契約、提供される商品およびサービスならびに当事者間の法律関係は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。本契約、発注書または提供される商品もしくはサービスに起因し、または関連するすべての請求または紛争は、東京地方裁判所およびその上訴裁判所によって独占的に審理され、判断されるものとする。ベンダーは、この第23項の規定により、3DSが、あらゆる法域の管轄裁判所において、差止め命令による救済を含む衡平法上の救済を求める権利、または知的財産権にかかる紛争を解決する権利を妨げられ、制限され、その他いかなる方法で限定されることもないことを認め、かつ同意する。

24. 一般条項

(a) 本契約は、当事者の適式に権限を与えられた代表者によって署名された変更契約書によってのみ、変更または修正することができる。

(b) いずれの当事者も、(i)本契約の準拠法、またはかかる法域の裁判所によって定義される不可抗力、または(ii)以下の事由から生じる範囲で、本契約に基づくその義務の不履行について責任を負わない。ストライキ（あらかじめ公表されるか否かを問わない）、戦争（宣言されるか否かを問わない）、暴動、行政措置、テロ行為、天災（火災、洪水、地震等）または電

- 気、水道等もしくは電話の停止。
- (c) 本契約は英語で作成され、また情報提供の目的でのみ、英語以外の言語で作成されることがある。本契約が他の言語に翻訳された場合において、英語版と他の版との間に矛盾または相違が存在するときは、英語版が優先する。本契約を実施するために本契約を他の言語に翻訳する必要がある場合、3DSおよびベンダーは、取消不能な方法で、(i)3DSによって選定された法律事務所または資格を有する翻訳者によって翻訳を作成すること、および(ii)明らかな誤りを除いて、かかる翻訳は当事者間で最終であり、拘束力を有し、争う余地がなく、両当事者はかかる翻訳に異議もしくは不服を申し立てる権利を取消不能な方法で放棄することに合意する。かかる翻訳のための費用は、両当事者が平等に負担する。
- (d) 本契約に基づいて必要とされるすべての通知は、書面で英語により、発注書に記載された住所へ送付されるものとする。